

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道旭川市住吉 4 条 2 丁目 8 番 13 号

氏 名 旭星クリーン株式会社  
代表取締役 茂田 真徳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

旭川市長 西川 将 人



許可の年月日 平成 27 年 4 月 3 日

許可の有効年月日 平成 32 年 3 月 29 日

## 1 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動物の死体。積替保管あり。以下余白。

## 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

施設の種類 保管場所 1  
設置場所 北海道旭川市東鷹栖 1 線 11 号  
120 番 21  
面積 46.2 m<sup>2</sup>  
種類

・廃プラスチック類。  
保管上限 49.9 m<sup>3</sup>  
高さ 1.3 m

施設の種類 保管場所 2  
設置場所 北海道旭川市東鷹栖 1 線 11 号  
120 番 21  
面積 46.2 m<sup>2</sup>  
種類

・木くず。  
保管上限 49.9 m<sup>3</sup>  
高さ 1.3 m

施設の種類 保管場所 3  
設置場所 北海道旭川市東鷹栖 1 線 11 号  
120 番 21  
面積 45.5 m<sup>2</sup>  
種類

・金属くず。  
保管上限 49.2 m<sup>3</sup>  
高さ 1.3 m

施設の種類 保管場所 4  
設置場所 北海道旭川市東鷹栖 1 線 11 号  
120 番 21

面積 46.2 m<sup>2</sup>  
種類

・がれき類。  
保管上限 49.9 m<sup>3</sup>  
高さ 1.3 m

施設の種類 保管場所 5  
設置場所 北海道旭川市東鷹栖 東 2 条 3 丁目  
137 番 260

面積 4.1 m<sup>2</sup>  
種類

・燃え殻。  
保管上限 0.8 m<sup>3</sup>

施設の種類 保管場所 6  
設置場所 北海道旭川市東鷹栖 東 2 条 3 丁目  
137 番 260

面積 4.1 m<sup>2</sup>  
種類

・汚泥。  
保管上限 1.6 m<sup>3</sup>

施設の種類 保管場所 7  
設置場所 北海道旭川市東鷹栖 東 2 条 3 丁目  
137 番 260

面積 4.1 m<sup>2</sup>  
種類

・廃油。  
保管上限 1,600 L

(第2面)

施設の種類 保管場所8  
 設置場所 北海道旭川市東鷹栖東2条3丁目  
 137番260  
 面積 42.0㎡  
 種類  
 ・廃プラスチック類。  
 保管上限 45.0㎡

施設の種類 保管場所9  
 設置場所 北海道旭川市東鷹栖東2条3丁目  
 137番260  
 面積 21.0㎡  
 種類  
 ・紙くず。  
 保管上限 13.5㎡

施設の種類 保管場所10  
 設置場所 北海道旭川市東鷹栖東2条3丁目  
 137番260  
 面積 21.0㎡  
 種類  
 ・繊維くず。  
 保管上限 13.5㎡

施設の種類 保管場所11  
 設置場所 北海道旭川市東鷹栖東2条3丁目  
 137番260  
 面積 4.1㎡  
 種類  
 ・動植物性残さ。  
 保管上限 0.6㎡

施設の種類 保管場所12  
 設置場所 北海道旭川市東鷹栖東2条3丁目  
 137番260  
 面積 4.1㎡  
 種類  
 ・ゴムくず。  
 保管上限 1.2㎡

施設の種類 保管場所13  
 設置場所 北海道旭川市東鷹栖東2条3丁目  
 137番260  
 面積 21.0㎡  
 種類  
 ・金属くず。  
 保管上限 13.5㎡

施設の種類 保管場所14  
 設置場所 北海道旭川市東鷹栖東2条3丁目  
 137番260  
 面積 21.0㎡  
 種類  
 ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず。  
 保管上限 13.5㎡

施設の種類 保管場所15  
 設置場所 北海道旭川市東鷹栖東2条3丁目  
 137番260  
 面積 168.0㎡  
 種類  
 ・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶  
 磁器くず、がれき類。  
 保管上限 309.3㎡

3 許可の条件

\*\*\*\*\*

4 許可の更新又は変更の状況

平成12年 8月18日 変更許可（積替保管の追加。）  
 平成14年 4月 4日 変更許可（繊維くず、動物の死体の追加。）  
 平成17年 3月30日 許可の更新  
 平成22年 3月30日 許可の更新  
 平成22年 4月27日 変更許可（廃酸、廃アルカリの追加。）  
 平成27年 4月 3日 許可の更新

5 積替え許可の有無

\*\*\*\*\*

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ~~無~~

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。